

鳥取県告示第 1015 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネ ライフケア 代表取締役 白 崎 朝宏	米子市久米町 200	ハピネデイサービスセンター皆 生	米子市皆生新田二丁 目 1 - 9	通所介護	平成 19 年 11 月 16 日